

研究ノート

## 文書館による資料所在確認調査について

—2021年度の調査結果—

三好 康太\*

はじめに

1. 資料所在確認調査の概要
  - (1) 調査方法
  - (2) 調査計画
  - (3) 調査の流れ
  - (4) アンケート作成
2. 2021年度の資料所在確認調査の結果について
  - (1) 福井市の資料の状況
  - (2) 吉田郡の資料の状況
  - (3) 丹生郡の資料の状況
  - (4) 足羽郡の資料の状況
  - (5) 資料の散逸要因
3. 今後の展望と課題
  - (1) 5か年計画の調査の総括
  - (2) 来年度以降の取り組み

はじめに

福井県文書館は2003年（平成15）2月に開館し、2021年（令和3）で開館から18年が経過した。この18年間、当館は県に関する歴史的な資料として重要な公文書や古文書、その他の記録を収集・保存し、県民の利用に供するとともに、これらに関連する調査、研究等を行い、学術の振興および文化の向上に寄与するための施設として様々な活動を行ってきた。

当館に所蔵されている資料の大半は1978年（昭和53）～98年（平成10）に行われた福井県史編さん事業において調査・撮影されたマイクロフィルムによる複製資料である。この事業では、ほとんどの調査は所蔵者宅あるいは寺院・公民館などの地元の施設で行われ、「資料の現地保存」が原則とされたため、資料が収集されることはなかった。

現在当館で利用できる資料群は982、古文書数は約194,600件である<sup>1)</sup>。その一方、未整理の資料群は1,018もあり、これらは所蔵者に公開許諾を得ていないため、利用することはできない<sup>2)</sup>（表1）。

---

\*福井県文書館主事

また、当館へ寄贈・寄託されている資料群は現在87で<sup>3)</sup>、ほとんどの資料が現在も県内外の資料所蔵者によって保管されている。

しかし、当館の開館から18年を経過し、資料をめぐる状況は大きく変化している。まず、開館前に確認した資料所蔵者の代替わりが進んでいることが明らかになってきている<sup>4)</sup>。次に、家の建て替えや蔵の取り壊しなどを機に資料の保存場所がなくなるなど、資料の保存環境が大きく悪化してきている。近年は全国各地で古民家や空き家の改装と活用がブームとなっており、福井県内でも同じような動きが見られる。しかし、改装の際に資料の価値を知らない人間によって資料が廃棄されてしまうことも起こりうるだろう<sup>5)</sup>。さらには、転居や転出などの理由で資料を処分したり売却したりすることも発生している<sup>6)</sup>。実際、他の都道府県では、資料の散逸が進んでいる状況が報告されている<sup>7)</sup>。

表1 地域別資料群数 (2021.4.1現在)

地域	利用できる資料群	利用できない資料群	合計	地域	利用できる資料群	利用できない資料群	合計
A 福井市	176	61	235	J 勝山市	56	72	128
B 吉田郡	35	9	44	K 足羽郡	12	24	36
C 坂井郡	94	42	136	L 大野郡	14	0	14
D 丹生郡	63	20	83	M 敦賀市	21	193	214
E 武生市	86	35	121	N 三方郡	30	68	98
F 鯖江市	35	34	69	O 小浜市	75	97	170
G 今立郡	33	26	59	P 遠敷郡	15	50	65
H 南条郡	28	35	63	Q 大飯郡	20	57	77
I 大野市	68	88	156	X 県外	121	107	228
				総合計	982	1,018	2,000

このような状況の中で、当館の利用者が今後も円滑に資料を利用していくためには、県内の市町教育委員会と協力し、資料所蔵者の把握と資料散逸防止のための措置が不可欠である。また、資料所在確認調査を行い、資料所蔵者を把握することは地域の文化財としての資料の現況を把握し、急速に進みつつある資料の散逸や消滅を防ぎ、文化財保護事業に資すると考えられる。

そこで、当館は2017年（平成29）度から地域資料保存事業を開始した。これは市町教育委員会と当館が共同して実施する事業で、資料所在確認調査等の活動を通じて、資料の現況を把握するものである。事業の実施により、資料の現況把握による資料散逸防止、当館と市町の資料保存に関する協力体制の強化を図ることも狙いである。

ここでは、当館が今年度実施した資料所在確認調査について述べる<sup>8)</sup>。

## 1. 資料所在確認調査の概要

### (1) 調査方法

資料所在確認調査では県内外において福井県史編さん時に調査を行った、あるいは執筆に利用した資料の所蔵者（2,004）を対象に、5か年計画で所蔵資料についてのアンケートを実施し、アンケート回答用紙の回収により資料所在状況等の情報を収集する。この調査は、資料の所在状況を把握するためのものであるため、原則として目録と原本の照合は行わず、所蔵者には資料の目録などを送付しない。また、アンケートと一緒に資料の保存や管理について紹介するための資料を送付する。

アンケート回答用紙が回収できない場合や資料の現況について不明な点がある場合は、電話で連絡をとるなどして調査を継続する。収集した情報は文書館で集約するが、市町と文書館の双方で利用し、今後の資料保存に役立てることとする。

### (2) 調査計画

今年度当初の調査計画は次のとおりである。

表2 資料所在確認調査 調査計画

年度	内容	調査対象地域と調査対象数	調査対象数合計
2017年度	資料所在確認調査（1）	敦賀市214 美浜町・若狭町145	359
2018年度	資料所在確認調査（2）	越前町58 越前市・池田町180 鯖江市68 南越前町63	369
2019年度	資料所在確認調査（3）	小浜市171 おおい町・高浜町95 県外233	499
2020年度	資料所在確認調査（4）	あわら市・坂井市136 大野市170 勝山市128	434
2021年度	資料所在確認調査（5）	福井市299 永平寺町44	343
			総計：2,004

20年（令和2）度はあわら市・坂井市・大野市・勝山市の資料群434を対象に調査を行った。

福井県史編さん事業がいわゆる平成の大合併以前に行われており、現在と比べて市町村数が大幅に変化している。そのため、合併に伴う資料群の移動が発生しており、各年度の調査対象数は変動してきている。ただし、総計は変わらないため、各調査対象地域の実情に合わせて柔軟に対応してきた。

調査対象地域はおおむね互いに隣接する市町をセットとし、資料が散逸する恐れが高いと考えられる地域から優先的に調査を実施することとしている。

### (3) 調査の流れ

今年度の調査の流れは次のとおりである。

表3 資料所在確認調査の流れ

7月	各市町教育委員会と事前協議を実施
7月～8月	所蔵者の調査・アンケート作成・発送準備
8月～9月	調査開始（アンケート送付・回収）
10月～1月	資料管理状況の把握、各市町教育委員会と協議 資料の預かり、寄贈・寄託の手続き（必要であれば）
2月	資料情報の更新
3月	各市町教育委員会と情報を共有

今年度もアンケートの発送を8月とした。17年（平成29）度は10月に発送したが、18年（平成30）度から前倒ししている。これは、8月は夏休みの期間であり、特にお盆の時期には家族や親族が集まりやすいと考えられたからである。このようにすることで、所蔵者本人が資料について詳しくなかったとしても、他の家族や親族から資料についての情報を得やすい。実際、8月に前倒ししたことで所蔵者からの問い合わせが多くなり、一定の効果はあると考えている。

調査を開始するにあたり、7月に福井市・永平寺町で担当者と事前協議を行った。事前協議は少人数で、換気やマスクの着用など、新型コロナウイルスの感染対策を十分に行った上で対面で実施した。

事前協議を終えた後、市町の担当者に資料の所蔵者について現住所や連絡先等を調査していただいた。その結果、当館で調査しても判明しなかった所蔵者についての情報を得ることができた。市町の担当者だからこそ入手できる情報があり、地元の協力は必要だと分かる。ただし、市町の担当者が調査しても情報を得られなかった所蔵者もあり、これらは追跡して調査することは非常に困難であると考えられる。

今年度も引き続き、調査の問い合わせ先は当館で統一した。これにより、市町の担当者の負担を軽減することができた。

その後、当館でアンケートの作成や発送準備を進め、8月にアンケートを一斉に送付した。発送から締め切りの期間は従来どおり短めに設定した。これはアンケートの返信率をできるだけ高めようと試みたためである。

発送後、当館にアンケートが各地から次々と返送されてきた。返送されてきたものはすぐに中を確認し、回答結果を当館で集約していった。なお、締め切りが過ぎた後もアンケートは返送されてきており、中には資料を実際に確認していたために返信が遅れたという所蔵者もみられた。

#### (4) アンケート作成

実際に送付したアンケートと添付文書を提示しておく(図1～4)。紙面の都合上、文字のサイズや空欄の大きさ、レイアウトなどは実際のものとは若干異なるが、内容は全く同じである。

これまでと同様、アンケートは個人向けのものとは資料保存機関や民間企業といった団体向けのものとは2種類に分けた。1団体につき1枚のアンケートで済むように、個人向けとは別のアンケートを作成することで、回答にかかる負担を減らすことができる。

今年度も所蔵者に向けて資料の保存や管理について紹介するための資料を送付した<sup>9)</sup>。内容は所蔵者にとって分かりやすく実行が容易なもので、A4サイズ1枚である。この資料とアンケート、添付文書を返信用の封筒と一緒に所蔵者へ送付した。

引き続き、アンケートはA4サイズ1枚、片面印刷とし、所蔵者が短時間で簡単に回答できるようにした。国文学研究資料館教授西村慎太郎氏<sup>10)</sup>の助言を受け、質問項目は引き続き必要最低限のものとし、所蔵者にとって回答しやすいものとした。

質問項目は「回答者と所蔵者の名前・住所・連絡先」「資料が確認できるかどうか」「福井県史編さん後に誰かが資料を見に来たり調査したりしたか」「自由記述欄」の4つである。

1つ目の質問で所蔵者の情報を得ることができる。この情報を得ることで、資料の公開許諾を取ったり展示のために借用したりする際に連絡を取ることができる。何より資料の現在の所在を知るためには不可欠の情報である。

今年度も回答者と所蔵者の名前を記入してもらう形式とした。これまでの調査で回答者=所蔵者ではないケースが見受けられたためである<sup>11)</sup>。実際、別件で所蔵者に連絡したところ「資料について分からない」と回答されたことがあった。そこで、調査後に当館から問い合わせがしやすいように、このような形式にしている。

2つ目の質問が今回の調査において一番重要で、この質問によって資料が散逸していないかどうかを判断できる。この質問文では具体性がないため、福井県史編さん事業で調査した資料が本当に残っているかどうかは調査できないが、この調査では所在を確認することが第一であり、原則として目録と照合を行わないためこのような問い方とした<sup>12)</sup>。「いいえ」については理由を書くための空欄を設け、どのような理由で資料が散逸したかを調査することとした。

3つ目の質問を入れたのは、もし資料を誰かが見に来たり調査したりしていれば、論文や報告書などに資料についての情報が掲載されていると考えられるからである。ただし、資料保存機関の場合は資料の整理や公開を進め、原本閲覧や調査・研究、資料の展示や借用が多く行われているため、この質問を省いても影響はあまりないと考えている。そのため、18年(平成30)度より質問内容を変えている。

最後に、自由記述欄を設けることとした。たとえば、所蔵者から資料の寄贈・寄託の要望があれば、ここにその旨を記述することができる。

〇〇〇 ××文書 所蔵者様

令和3年 月 日  
福井県文書館

## 資料所在調査アンケート

このアンケートは、福井県史を編さんする際に資料を調査させていただいた所蔵者様を対象に、福井県文書館が文化財保護を目的とする資料所在確認のために各市町教育委員会と合同で行うものです。回答で得られた情報は文化財保護の目的以外には使用しません。

以下の質問にお答えください。該当の番号に○をつけ、必要に応じて（ ）内に書き込んでください。回答は答えられる範囲でかまいません。

**1 基本事項についてお尋ねします。現在、古文書等の資料を所蔵されている方について、以下の欄に御記入ください。**

回答者（フリガナ）	（ ）
所蔵者（フリガナ）	（ ）
住所	〒 —
電話番号	自宅 （ ） — 携帯 （ ） —
メールアドレス	@

**2 そちらに伝えられてきた古文書等の資料は現在も残っていますか？**

(1) はい

(2) いいえ 理由（ ）

(3) わからない 理由（ ）

**3 福井県史の編さん以後、所蔵されている古文書等の資料を外部の方が見に来たり調査に来たりしたことがありますか？ある場合、分かる範囲で具体的に教えてください。**

(1) はい 具体的に（ ）

(2) いいえ

(3) わからない

**4 古文書等の資料について、質問したいことや相談したいことなどがありましたら自由に御記入ください。特になければ、空欄でもかまいません。**

御協力ありがとうございました。お手数ですが、 月 日までに同封の返信用封筒にアンケート用紙を同封して御返送ください。

図1 資料所在調査アンケート（個人向け）

文 書 館 第 号  
令 和 3 年 月 日

資料所蔵者各位

福井県文書館長  
(公印省略)

資料所在アンケートについて (お願い)

貴下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。日頃から福井県が行う資料調査事業に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、そちらに伝えられております下記の資料については、過去に福井県が行った「福井県史編さん事業」により、19●●年(昭和▲▲)■月■日に調査および撮影させていただいており、大切に保管していただいていることと存じます。また、調査・撮影された資料以外にも未調査の資料が存在することが確認されています。

そこで、この度、県史編さん事業により調査を行った資料等について、県内各市町教育委員会と協働して、改めて所在状況を調査することとしました。

つきましては、誠にお手数ですが、別紙のアンケートに御記入の上、添付の返信用封筒にて文書館まで返信していただきますようお願いいたします。

なお、今回のアンケートに御回答いただいた内容に関しましては、個人情報の保護など御迷惑をおかけしないよう十分な配慮をいたしますので、よろしく申し上げます。

記

1. 資料の概要                    ××文書 △点  
                                     ※△点は調査・撮影した資料の数です。
2. 資料の例                     「□□□」
3. アンケート締め切り       令和3年 月 日
4. 回収方法                     添付の返信用封筒に入れて御返信ください。

このアンケートについて不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

福井県文書館  
〒918-8113 福井県福井市下馬町 51-11  
TEL : 0776-33-8890 fax : 0776-33-8891  
mail : bunshokan@pref.fukui.lg.jp  
<https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp>

以上

図2 送付文書 (個人向け)

〇〇〇〇〇 御中

令和3年 月 日

福井県文書館

## 資料所在調査アンケート

このアンケートは、福井県史を編さんする際に資料を調査させていただいた所蔵者様を対象に、福井県文書館が福井県内市町教育委員会と合同で文化財保護を目的とする資料所在確認のために行うものです。回答で得られた情報は文化財保護の目的以外には使用しません。

以下の質問にお答えください。該当の番号に○をつけ、必要に応じて（ ）内に書き込んでください。回答は答えられる範囲でかまいません。

### 1 基本事項についてお尋ねします。資料の管理者について、以下の欄にご記入ください。

名称（フリガナ）	( )
住所	〒 -
電話番号・FAX	電話 ( ) - FAX ( ) -
メールアドレス	@

### 2 別紙記載の資料群は、現在もそちらで保管されていますか？

- (1) はい
- (2) いいえ 理由 ( )
- (3) わからない 理由 ( )

### 3 別紙記載の資料群について、連絡事項などがあればご記入ください。

ご協力ありがとうございました。お手数ですが、 月 日までに同封の返信用封筒にアンケート用紙を同封してご返送ください。

図3 資料所在調査アンケート（団体向け）



文 書 館 第 号  
令和 3 年 月 日

資料保存機関 各位

福井県文書館長  
(公印省略)

資料所在アンケートについて (お願い)

貴下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。日頃から福井県が行う資料調査事業に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、そちらに保管されておられる資料の一部は、過去に福井県が行った「福井県史編さん事業」により、撮影させていただいており、大切に保管していただいていることと存じます。また、調査・撮影させていただいた資料以外にも未調査の資料が存在することが確認されています。

そこで、この度、県史編さん事業により調査を行った資料等について、県内各市町教育委員会と協働して、改めて所在状況を調査することとしました。

つきましては、誠にお手数ですが、別紙のアンケートに御記入の上、添付の返信用封筒にて文書館まで返信していただきますようお願いいたします。

なお、今回のアンケートに御回答いただいた内容に関しましては、個人情報の保護など御迷惑をおかけしないよう十分な配慮をいたしますので、よろしく申し上げます。

記

- |              |                      |
|--------------|----------------------|
| 1. 資料の概要     | 別紙及び目録の通り            |
| 2. アンケート締め切り | 令和3年 月 日             |
| 3. 回収方法      | 添付の返信用封筒に入れてご返信ください。 |
| 4. その他       | 原本と目録との照合は不要です。      |

福井県文書館  
〒918-8113 福井県福井市下馬町 51-11  
TEL : 0776-33-8890 fax : 0776-33-8891  
mail : bunshokan@pref.fukui.lg.jp  
<https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp>

以上

図4 送付文書 (団体向け)

## 2. 2021年度の資料所在確認調査の結果について

ここからは今年度の調査の結果について報告する。なお、この研究ノートを執筆している時期の都合上、締め切りから約4か月を経過した21年（令和3）12月24日時点での結果であることに留意していただきたい。また、回収されたアンケートの中には全ての質問に回答していないものもあった。加えて、アンケートは個人向けと団体向けに分け、質問内容も一部異なる。そのため、返信数と回答数は一致していない点にご注意いただきたい。

返信がなかった所蔵者については、当初の予定通り電話による調査を進め、できる限り所蔵者と連絡を取ることに努めた。

### （1）福井市の資料の状況

福井市<sup>13)</sup>で調査を行うにあたり、福井市教育委員会文化財保護課に協力を仰いだ。

同課では、福井市内の古文書等の資料に関する業務を行っている。しかし、古文書等の資料を収蔵するスペースがなく、資料の受け入れはできないということであった。

### （2）吉田郡の資料の状況

吉田郡は福井県史編さん事業当時、永平寺町・上志比村・松岡町で構成されていたが、これら3町村が合併して2006年（平成18）に永平寺町となった。そのため、吉田郡の資料は永平寺町に所在している<sup>14)</sup>。

そこで、永平寺町で調査を行うにあたり、永平寺町教育委員会生涯学習課に協力を仰いだ。

同課では、永平寺町内の古文書等の資料に関する業務を行っている。しかし、学芸員や認証アーキビストといった専門的な知識や技能を有する職員が配置されていない。

また、古文書等の資料を収蔵するスペースがなく、資料の受け入れはできないとのことであった。

### （3）丹生郡の資料の状況

丹生郡は福井県史編さん事業当時、朝日町・織田町・越前町・越廼村・清水町・宮崎村で構成されていた。しかし、2005年（平成17）に朝日町・越前町・織田町・宮崎村が合併して越前町となり、越廼村と清水町は06年（平成18）に福井市へ編入された。そのため、丹生郡の資料は越前町と福井市に所在している。

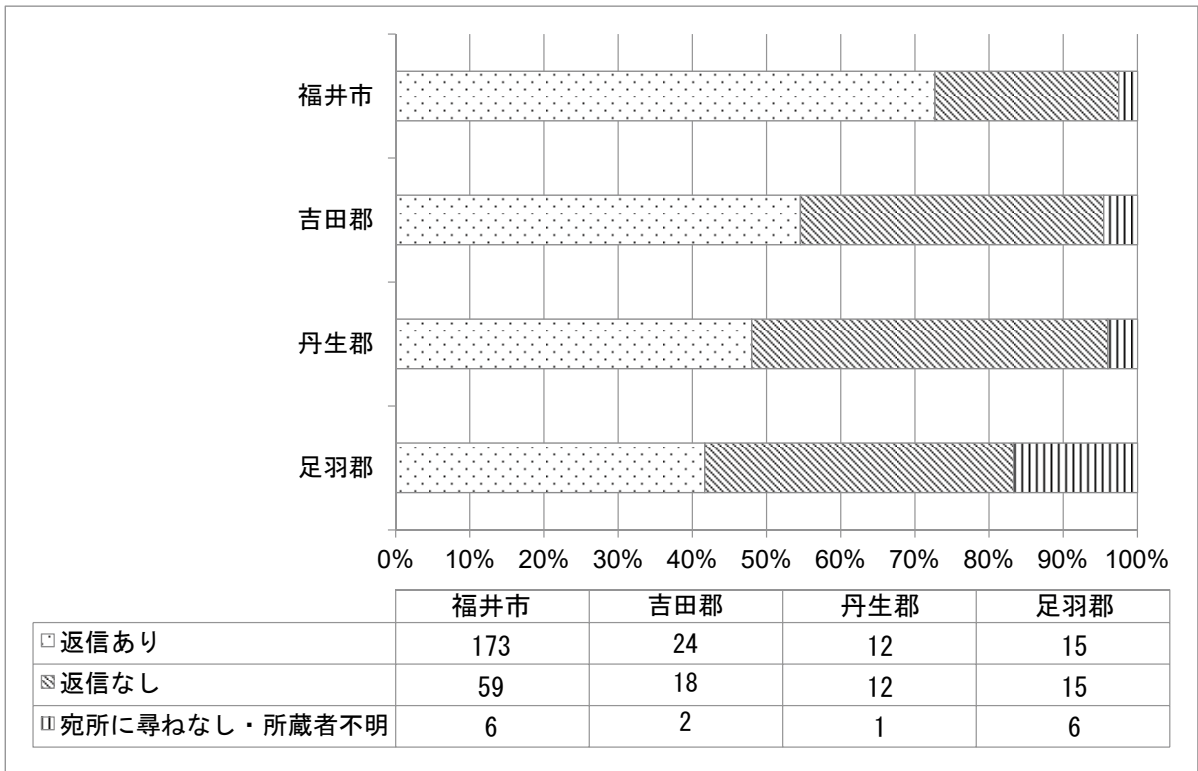
越前町地域の資料群58件は18年（平成30）度に調査を実施した。そこで、残りの資料群25件を福井市教育委員会文化財保護課と協力して調査した<sup>15)</sup>。

### （4）足羽郡の資料の状況

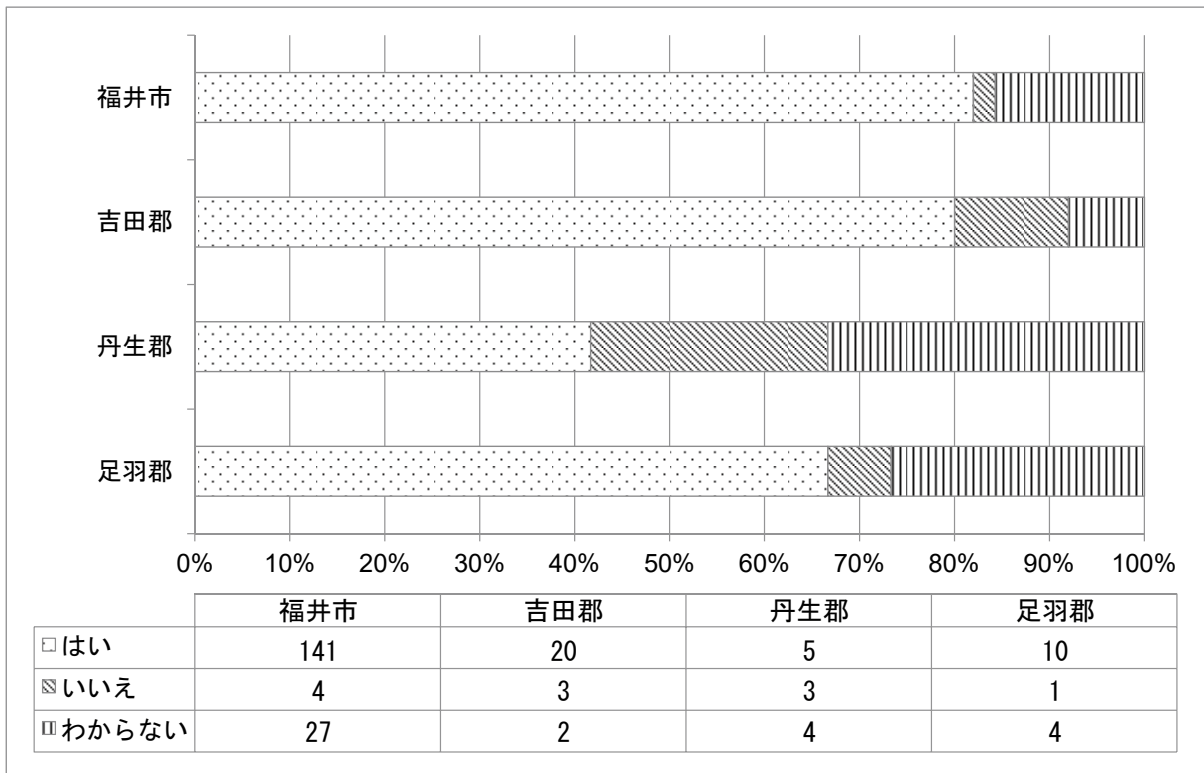
足羽郡は福井県史編さん事業当時、美山町で構成されていたが、美山町は2006年（平成18）に福井市へ編入された。そのため、足羽郡の資料は福井市に存在している<sup>16)</sup>。

そこで、足羽郡で調査を行うにあたり、福井市教育委員会文化財保護課に協力を仰いだ。

図表1 返信状況



図表2 質問2の回答



図表3 質問3の回答

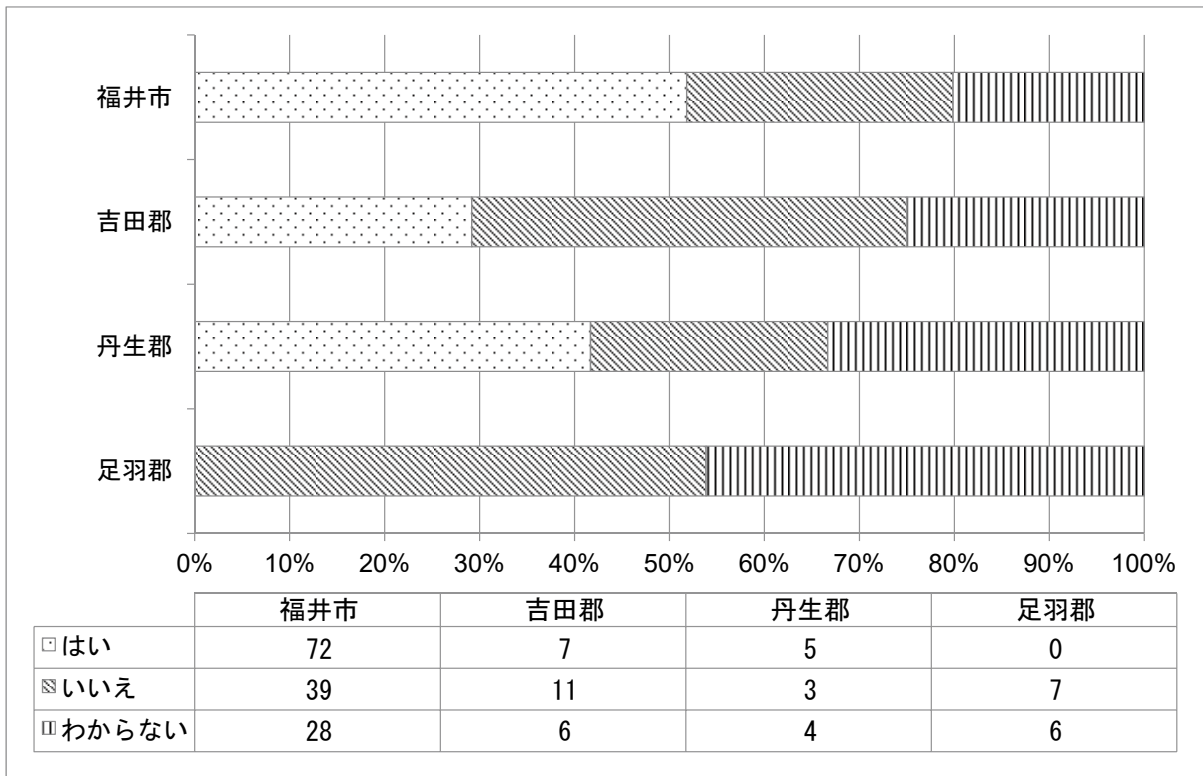


表4 資料を見に来たり調査したりした人物や団体（質問3より）

福井市	・一乗谷朝倉氏遺跡資料館 ・勝山城博物館 ・金沢大学 ・千葉県 ・福井県立子ども歴史文化館 ・福井県立歴史博物館 ・福井市立郷土歴史博物館
吉田郡	・松岡町教育委員会
丹生郡	・茨城県 ・武生市教育委員会
足羽郡	－

表5 自由記述欄の主な回答（質問4より）

- ・代替わりした（回答複数）
- ・資料の散逸の懸念があるため、地元か福井県へ引き渡したい（回答複数）
- ・資料の内容が分からないため、目録や資料の画像を送ってほしい（回答複数）
- ・資料の管理方法について教えて欲しい（回答複数）
- ・資料のことについて、引き継ぎを受けていない（回答複数）
- ・資料の調査をお願いしたい（回答複数）
- ・『文書館だより』を送っていただき、感謝している
- ・くずし字の勉強をしたい
- ・資料を見たことがない

### (5) 資料の散逸要因

今年度の調査でも資料の散逸が発生している。散逸してしまった理由はアンケートの回答によると、次の通りである。

表6 資料が散逸した理由

資料が散逸した理由（質問2より）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・(福井県あるいは地元) 資料を預かってもらっている（回答複数）</li> <li>・資料を処分した</li> <li>・火災で資料が焼失した</li> </ul>

「資料を処分した」「火災で資料が焼失した」という回答については、資料は散逸してしまったものと判断できるだろう。「資料を処分した」という回答を詳しく見てみると、「建物を移転したため」「古い建物を取り壊して建て替えたため」「新しい資料の保管スペースを確保するため」とも記述されていた。

今年度も「資料を預かってもらっている」という回答がいくつかあった。実際に預けられていることを確認できた資料もあったが、中には当館や市町の教育委員会、その他の県の施設等でも確認できなかった資料もあった。所蔵者によっては年月が経過して資料の所在があやふやになってしまい、「資料はどこかに預けている（寄託している）」と思い込んでしまっていると考えられる。

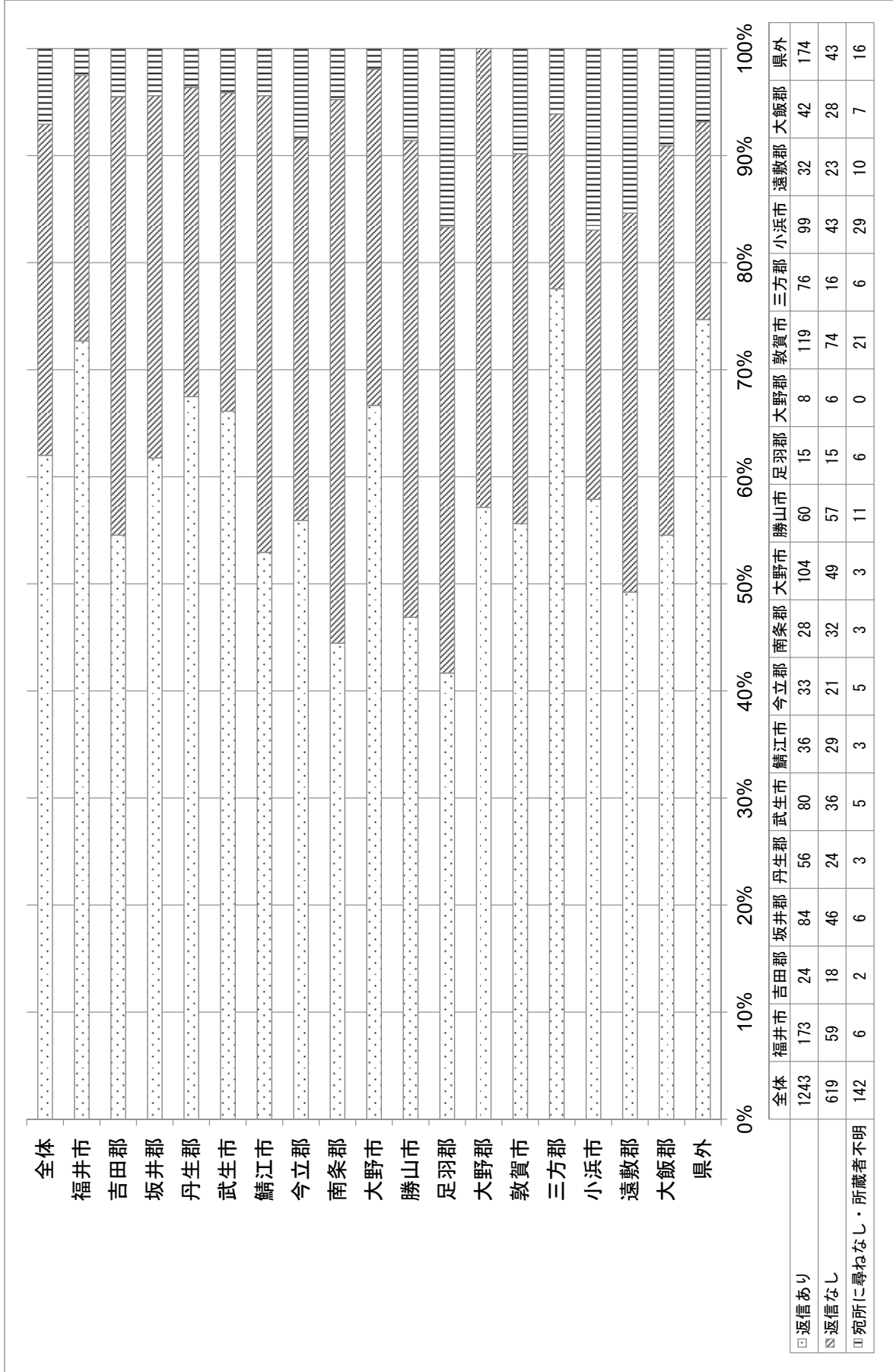
## 3. 今後の展望と課題

### (1) 5か年計画の調査の総括

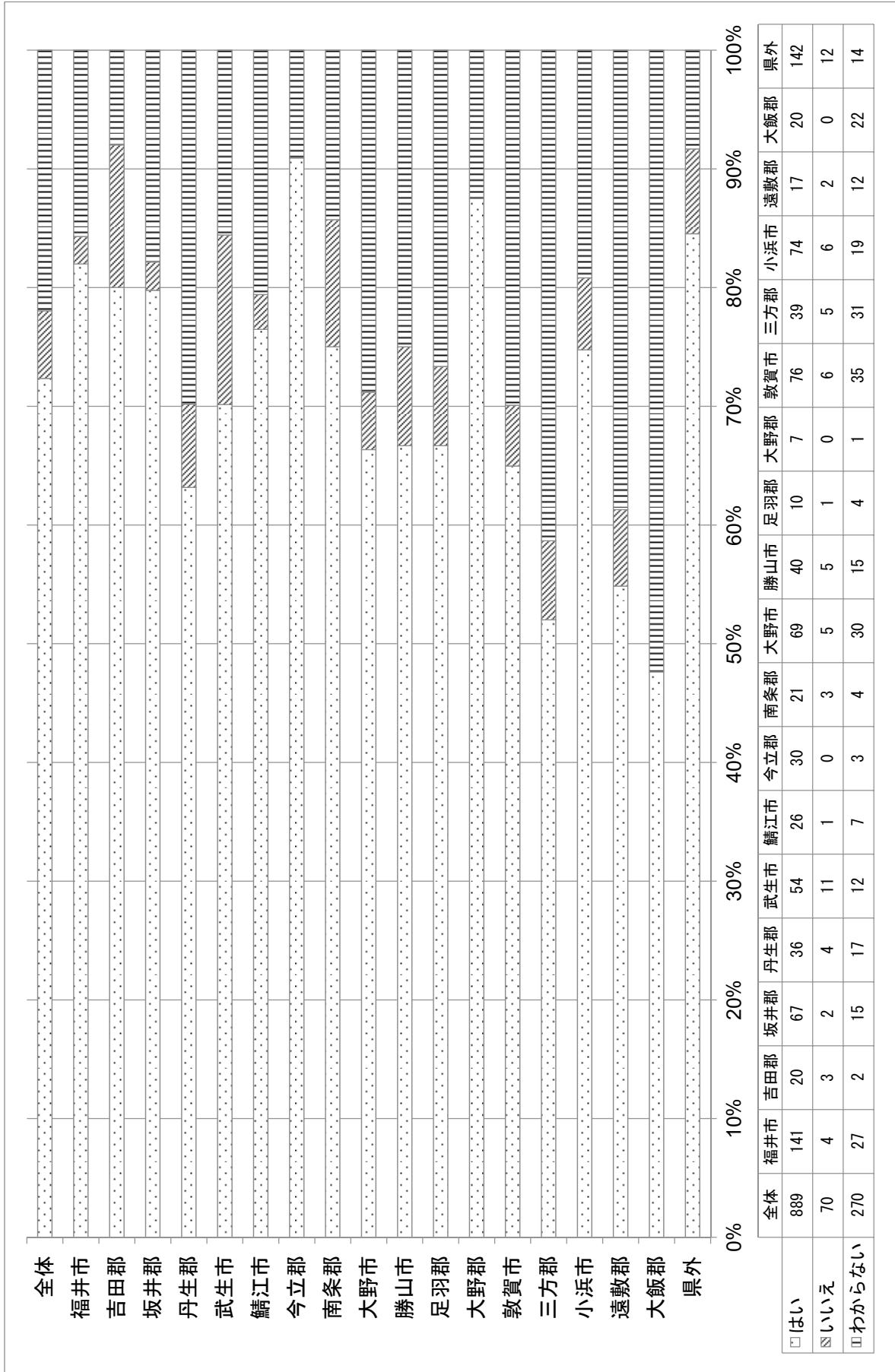
今年度の調査で、5か年計画で実施してきた当館の資料所在確認調査はひとまず完了した。これまでの調査結果を示しておきたい。

繰り返しになるが、これまでの調査で回収されたアンケートの中には全ての質問に回答していないものがあつた。また、アンケートは個人向けと団体向けに分け、質問内容も一部異なる。そのため、返信数と回答数が一致していない点にご注意いただきたい。

図表4 返信状況 (2021年(令和3)12月24日現在)



図表5 質問2の回答（2021年（令和3）12月24日現在）



図表6 質問3の回答（2021年（令和3）12月24日現在）

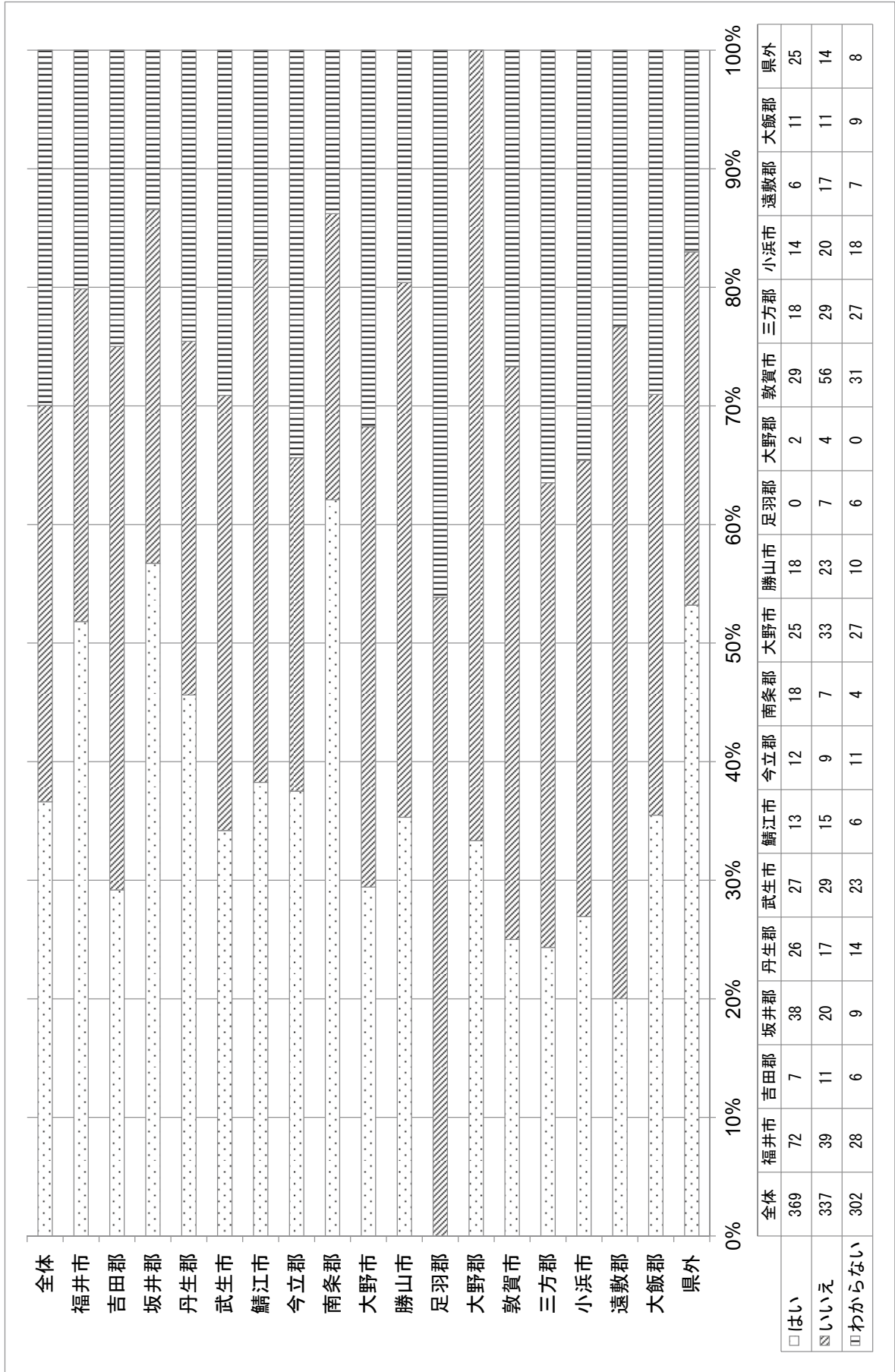




表7 資料を見に来たり調査したりした人物や団体（質問3より）

福井市	・一乗谷朝倉氏遺跡資料館 ・勝山城博物館 ・金沢大学 ・千葉県 ・福井県立子ども歴史文化館 ・福井県立歴史博物館 ・福井市立郷土歴史博物館
吉田郡	・松岡町教育委員会
坂井郡	・あわら市郷土歴史資料館 ・大谷大学 ・大野市教育委員会 ・京都中央郵便局 ・地元の郷土史研究家 ・東京大学史料編纂所 ・福井県教育庁生涯学習・文化財課 ・福井県文書館 ・福井中央郵便局 ・本願寺総合研究所 ・歴史を研究している高校生
丹生郡	・茨城県 ・織田町教育委員会 ・越廼村教育委員会 ・小松市教育委員会 ・武生市教育委員会 ・西尾市教育委員会 ・福井市教育委員会 ・宮崎村教育委員会
武生市	・一乗谷朝倉氏遺跡資料館 ・越前市史編さん室 ・武生市教育委員会 ・早稲田大学
鯖江市	・京都女子大学 ・鯖江市教育委員会 ・同朋大学 ・北陸電力北陸地方電気事業百年史編さん委員会 ・立正大学
今立郡	・越前市史編さん室 ・同朋大学
南条郡	・今庄町教育委員会 ・日本国有鉄道の関係者 ・福井県立歴史博物館 ・南越前町教育委員会
大野市	・NHK ・大野市教育委員会 ・加能史料編纂委員会 ・東京大学 ・富山県 ・福井大学
勝山市	・勝山市教育委員会 ・敦賀市立博物館 ・名古屋市立大学 ・福井大学 ・北國新聞
足羽郡	－
大野郡	・和泉村教育委員会 ・大野市教育委員会
敦賀市	・寺社関係者 大学関係者（教員や学生） ・地元の郷土史会 ・敦賀市立博物館 ・テレビ局
三方郡	・大学関係者（教員や学生） ・福井県立若狭歴史博物館 ・美浜町歴史文化館
小浜市	・小浜市教育委員会 ・京都大学 ・東京大学 ・福井県立若狭歴史博物館 ・福井大学 ・北海道大学 ・山梨県立博物館
遠敷郡	・地元の郷土史会 ・農村生活総合研究センター ・福井県土地家屋調査士会 ・福井県立若狭歴史博物館
大飯郡	・おおい町歴史会館 ・おおい町立郷土史料館 ・小浜市教育委員会 ・慶応大学 ・高浜町教育委員会 ・高浜町郷土資料館 ・福井県立若狭歴史博物館
県外	・青森県立郷土館 ・秋田県公文書館 ・石川県立白山ろく民俗資料館 ・岐阜県 ・郡上市フィールドミュージアム ・小松市史編さん室 ・武生古文書の基礎学習会 ・東京大学史料編纂所 ・新潟県立文書館 ・福井工業大学 ・みくに龍翔館 ・もりおか歴史文化館 ・和歌山県立文書館

表8 自由記述欄の主な回答（質問4より）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・代替わりした（回答複数）</li> <li>・資料の散逸の懸念があるため、地元か福井県へ引き渡したい（回答複数）</li> <li>・資料の内容が分からないため、目録や資料の画像を送ってほしい（回答複数）</li> <li>・資料群の名称を変更して欲しい</li> <li>・資料の情報を変更して欲しい</li> <li>・全ての資料を個人の力で保存するのは無理だと思う</li> <li>・今後も自分で資料を保存したい</li> <li>・資料の調査をお願いしたい（回答複数）</li> <li>・資料のことに、引き継ぎを受けていない（回答複数）</li> <li>・地元の資料保存機関に受け入れをお願いしても進展がないため、支援して欲しい</li> <li>・施設の老朽化が進み、資料の保存が困難になっている</li> <li>・古文書の定義とは何か</li> <li>・資料数の多さに驚いている</li> <li>・資料の管理にはお金がかかるので、補助金が欲しい</li> <li>・家の歴史について、何か新しいことが分かったならば教えてほしい</li> <li>・資料の整理をしたい</li> <li>・『文書館だより』を送っていただき、感謝している</li> <li>・くずし字の勉強をしたい</li> <li>・資料を見たことがない</li> </ul>
---

表9 資料が散逸した理由

資料が散逸した理由（質問2より）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・(福井県あるいは地元) 資料を預かってもらっている（回答複数）</li> <li>・資料の保存期間が満了した</li> <li>・資料を保存していた施設が閉館した</li> <li>・所蔵者に資料を返却した</li> <li>・他の資料保存機関に移管した</li> <li>・施設の管理者が変わった後、資料の行方が分からなくなった</li> <li>・目録と照合したが、特定の資料が見当たらない（同定できない）</li> <li>・貸した資料が戻ってきていない</li> <li>・資料を処分してしまった</li> <li>・火災で資料が消失した</li> </ul>

全体の返信率は約60%であった。調査を開始した当初、どれくらいの返信があるだろうかと不安だったが、5年間を通して50%は越えた。

返信があった約1,300件のうち、資料が残っているという回答は約900件で約70%であった。目録との照合を十分に進められていない、保管状況を確認できていないといった問題点はあるが、一定数の資料が残っていることを確認できたことは大きい。残念ながら、廃棄や火災などによる資料の散逸も確認されている。

一方、返信を得られていない所蔵者が約30%いること、返信があっても資料について分からない所蔵者が約20%いるという結果になった。資料について分からない所蔵者が一定数確認でき、所蔵者の高齢化や代替わりによる所蔵者の世代交代などが伺える。

アンケートを送ることができなかった、もしくはアンケートが届かなかった資料群は約140件であった。全体の10%弱にとどまったが、これらの中には公開の許諾が得られていないものも含まれており、今後活用することは非常に困難である。

福井県史編さん事業の終了後、調査されている資料群は一定数あるものの、地域によってその度合いは大きく異なる。博物館のような地域の中核となる資料保存機関がある場合は文化財指定のために調査されたり展示で借用されて活用されたりすることが多い。学芸員のような専門的な知識や技能を有する職員が配置されているかどうかも大きい。一方、中核となる資料保存機関がない場合は調査や活用が難しい現状が明らかとなった。

なお、この5年間で当館や市町に寄贈されたり寄託されたりした資料群は10件程度、原本と目録の照合を行った資料群は10件程度である。調査を契機として、市町と協働して資料の保存や調査を進めることができた。さらに、市町でも独自の資料調査が進み、その結果は当館と共有されるようになってきている。

## (2) 2022年（令和4）度以降の取り組み

これまでの調査結果を踏まえ、2022年（令和4）度以降の当館の主な取り組みは以下の通りである。

表10 2022年（令和4）以降の取り組み

アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの調査で返信がなかった所蔵者が対象</li> <li>・従来どおりの簡単なアンケート調査を実施</li> <li>・アンケートと資料の目録を一緒に送付</li> </ul>
資料調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書館と市町教育委員会等で協働して調査</li> <li>・当館所蔵の目録と複製本を用いた原本照合</li> <li>・否撮資料や未調査資料の現況も確認</li> </ul>
資料ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福井県内における資料の保存・管理を目的とする資料ネットワークを設立し、定期的に活動</li> <li>・ネットワークの会合として資料保存研修会を年1回のペースで開催</li> </ul>
資料整理調査・研究の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書館および県立の資料保存機関、各市町の資料保存機関などが所蔵する資料を整理</li> <li>・資料整理や調査・研究に対し、文書館から目録や画像を提供</li> </ul>
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料の調査・読解能力を持ち、地域資料を利用につなげる人材を育成</li> <li>・資料の保存や管理に対する意識の高揚をはかる</li> <li>・資料所蔵者に対して、『文書館だより』と一緒に所蔵者や資料の現況を確認するためのアンケートを送付</li> </ul>

この5年間、当館で継続して長期的な調査に取り組むことができた。全ての市町で調査に協力いただくことができたため、当館と市町とのつながりを築くことができた<sup>17)</sup>。また、多くの方からご意見やご助言をいただき、調査のノウハウや技術を蓄積した。

結果、5年間にわたる調査を通して、一定数のデータを集めることができた。そして、集めたデータを県内の市町に提供することで、資料の調査を促進したり文化財の保護につながったりなど、成果は少しずつ出てきている。

また、県外からも調査について問い合わせを受けるようになった。県外でも同様の調査を進めたり

検討したりしている自治体は一定数あるようで、調査に関して情報交換ができて<sup>18)</sup>いる。

来年度以降の大きな課題として、調査のノウハウや技術の継承、能動的・組織的調査の実施と継続の2点が挙げられる。調査して終わりではなく、引き続き文書館と市町の協働による調査を継続し、資料の保存や活用を進めなければならない。この2点を解決するには、館内の体制を整備することと若い人材の育成が必要であると考えている。

今後も、当館の取り組みについてご意見やご助言をいただければ、幸いである。

## 注

- 1) 2021年(令和3)12月1日現在。
- 2) 2021年(令和3)12月1日現在。
- 3) 2021年(令和3)12月1日現在。
- 4) たとえば、当館では公開依頼があった資料群について、公開許諾を所蔵者に依頼し、許諾が取れたものを順次公開している。その際、所蔵者に連絡を取るものの、そこで所蔵者の代替わりが判明することがある。また、所蔵者には許諾に関する書類と一緒に資料群の目録を送付するものの、実際に資料を見て目録と照合するよう依頼していない。そのため、たとえ公開されている資料群であっても、資料が散逸していないかどうかは明らかではない。
- 5) 「福井の熊川宿にシェアオフィス 古民家改修、若者と交流期待」(『産経新聞』2018.4.8朝刊)では、東京の会社によって福井県若狭町の「菱屋」という古民家が改修されたことが報道されている。この古民家は元々勢馬清兵衛家の持ち物で、この家にはP0004 勢馬清兵衛家文書(未許諾)が伝わっていた。記事によれば、この改修には若狭町も協力しているということだが、過去の調査に協力した若狭町の担当者は勢馬家が大阪方面に転居したことしか知らず、所蔵者の名前や連絡先も知らなかった。そのため、現在まで調査することができておらず、資料の所在も不明のままである。
- 6) すでにインターネット上のオークションで福井県の資料が売買されていることが確認されている。このことについては「福井県内の古文書がネットで散逸 バラバラにされオークションに」(『福井新聞』2018.1.8朝刊)で報道されている。
- 7) 他の都道府県の事例としては、山本幸俊「地域史料の保存と文書館－新潟県立文書館、史料所在確認調査の試み－」(『新潟県立文書館研究紀要』創刊号、1994年、新潟県立文書館)、龍野直樹「地域資料保存事業への思考と試行」(『和歌山県立文書館紀要』第6号、2001年、和歌山県立文書館)、『三重県資料現況確認調査報告書』(2007年、三重県生活局)、などを参照されたい。
- 8) これまでの調査結果については、三好康太「文書館による資料所在確認調査について－2020年度の調査結果－」(『福井県文書館研究紀要』第18号、2021年、福井県文書館)、同「文書館による資料所在確認調査について－2019年度の調査結果－」(『福井県文書館研究紀要』第17号、2020年、福井県文書館)、同「文書館による資料所在確認調査について－2018年度の調査結果－」(『福井県文書館研究紀要』第16号、2019年、福井県文書館)、同「文書館による資料所在確認調査について－2017年度の調査結果－」(『福井県文書館研究紀要』第15号、2018年、福井県文書館)を参照されたい。
- 9) 前掲注7「地域史料の保存と文書館－新潟県立文書館、史料所在確認調査の試み－」によれば、調査にあたって所蔵者に対して「古文書の保存と管理について」という資料を配布し、所蔵者に喜ばれたことが報告されている。
- 10) 西村慎太郎氏はNPO法人歴史資料継承機構の代表理事も務めており、主要な論文に「民間所在資料散逸の要因」(『名古屋大学大学文書資料室紀要』21号、2013年、名古屋大学大学文書資料室)などがある。また、過去の資料保存研修会については「災害から歴史資料を守る 県文書館 先進事例など学ぶ」(『日刊県民福井』2020.10.15朝刊)、「災害時の史料保全先進事例から学ぶ 福井、博物館職員ら30人」(『福井新聞』2020.10.15朝刊)、「歴史資料守れ 学芸員ら研修 福井、他県事例学ぶ」(『福井新聞』2017.12.8朝刊)などで報道されて

いる。

- 11) たとえば、所蔵者の家族が代理で回答しているケースがある。これは所蔵者の高齢化が進み、文字を書いたり話したりすることが困難になっているためと考えられる。
- 12) 仮に所蔵者へ目録を送付したとしても、原本との照合は難しく、複製資料がなければ確実性に欠ける。実際、当館でも原本と目録の照合を行うことがあるが、職員といえども複製資料がなければ確実な同定が難しいのが現状である。その一方、ある所蔵者からの依頼で目録と複製資料のコピーを送付したところ、「全ての資料について、原本と目録の照合ができた」という連絡を受けた。このことから、目録だけではなく複製資料のコピーも用意すれば、所蔵者の力でも照合を行うことができると考えられる。
- 13) 福井市の資料については『足羽町の古文書』（足羽町史編纂委員会 1970年 足羽町教育委員会）や『福井市史資料編 3 福井市の古文書』（1986年 福井市）などを参照されたい。
- 14) 吉田郡の資料については『永平寺町史 史料編』（1988年 永平寺町）や『上志比村史』（1978年 上志比村）、『松岡町史 上巻』（野村 英一 1978年 松岡町）などを参照されたい。
- 15) 丹生郡の資料については『越廼村誌 史料編』（越廼村誌編集委員会 1986年 越廼村）や『清水町史 上巻』（清水町史編さん委員会 1978年 清水町教育委員会）などを参照されたい。
- 16) 足羽郡の資料については『美山町史 上巻』（1984年 美山町史編さん委員会）などを参照されたい。
- 17) 県外のある文書館の職員によれば、県から市町に調査への協力を依頼しても、市町に協力を断られる事例があるという。
- 18) 研究会や講演会などで、県外の関係者と話す機会がこれまでに何度かあったが、「論文を拝読した」「非常に参考になった」というお声をいただいている。